

改元に伴う「信用取引口座設定約諾書」等の一部改正について

2019年4月26日
株式会社名古屋証券取引所

I. 改正趣旨

当取引所は、「信用取引口座設定約諾書」等の一部改正を行い、本年5月1日から施行します（詳細については、規則改正新旧対照表をご覧ください。）。

今回の改正は、「元号を改める政令」（政令第百四十三号）の施行に伴い、所要の対応を行うものです。改正の概要は、以下のとおりです。

II. 改正概要

「平成」表記を削除いたします。

(備考)

- 発行日取引の委託についての約諾書、信用取引口座設定約諾書、取引参加者契約書（内国法人用）、取引参加者契約書（外国法人用）、株券上場契約書等

III. 施行日

2019年5月1日から施行します。

以上